

投資信託 ご購入後のポイント

群馬銀行での投資信託のお取引ありがとうございます。
本資料は、お客さまへご送付する報告書等の見方を説明した資料です。
ご購入いただいた投資信託のお取引内容をご理解いただくために、
ぜひご活用ください。

目次

投資信託取引における報告書の種類	1
取引報告書(購入時)	2
取引報告書(解約時)	3
特定口座譲渡損益額のお知らせ	4
取引残高報告書	5
ご投資状況のお知らせ	6
特定口座年間取引報告書	7
電子交付サービスのご案内 ご留意事項等	8

投資信託取引における 報告書の種類

投資信託のお取引内容は、「取引報告書」「取引残高報告書」等により確認することができます。これらの報告書は確定申告等に必要となる場合があります。再発行には、お手数料がかかりますので大切に保管してください。なお、電子交付サービスの取扱いもありますので、ご利用ください。

取引報告書(購入時)

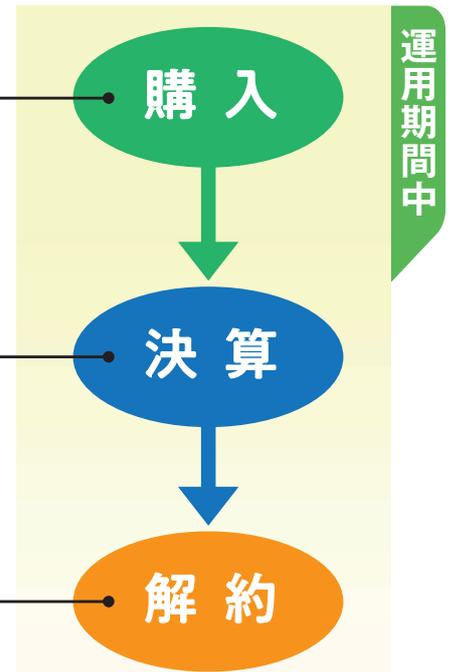
購入のお取引(約定)が成立したことをご報告する書類です。
約定成立後、1週間程度で送付いたします。

運用報告書

運用状況やその成果等に関する事項をご報告する書類です。
決算ごとに(決算期間6か月未満の投資信託については、6か月に1回)投資信託委託会社(運用会社)が作成したものを送付いたします。

取引報告書(解約時)

解約のお取引(約定)が成立したことをご報告する書類です。
約定成立後、1週間程度で送付いたします。



取引残高報告書

「お取引の明細」と「お預り残高の明細」を定期的に報告する書類です。原則として、3か月ごと(3・6・9・12月末基準^{*})のお取引をまとめて送付いたします。期間中の購入・解約、分配金の再投資等のお取引の明細や、お預りしております投資信託受益権の残高等が確認できます。※3か月の間にお取引がない場合はお送りいたしません。ただし、投資信託の残高があるお客さまにつきましては、残高をご確認いただくために、1年に1回は必ずお送りいたします。

特定口座譲渡損益額のお知らせ

特定口座を開設し、「源泉徴収あり」を選択したお客さまに、解約・償還(譲渡取引)が行われた都度、その譲渡損益および1月からの累計損益をご報告する書類です。また、年初(1月)からの累計損益、源泉徴収金額も記載しています。お取引があった都度作成し、送付いたします。

特定口座年間取引報告書

特定口座を開設されているお客さまに、年間(1月1日から12月31日まで)の譲渡損益をご報告するものです。また、源泉徴収あり口座(源泉徴収選択口座)を選択されている場合には、源泉徴収・還付金額も記載しています。

取引が行われた翌年1月に作成し、1月末までに送付いたします。

※年の途中で特定口座を廃止した場合は、廃止した翌月に作成し、送付します。

取引報告書

購入時

ご購入時の投資信託の数量(口数)・単価(基準価額)・約定金額、購入時手数料等を
ご報告するものです。

取引報告書 (投資信託)

取引店	口座番号	税区分					
0100	****	****	群馬 花子 様				
取引	ファンド名称		⑨精算金額合計(円)		①約定日(取引年月日)	精算日	
購入	00100603 野村インド債券ファンド(毎月分配型)(うけとり)		100000		****. 8. 27	****. 8. 28	
精算金額合計 ⑨=各明細⑥合計-⑦-⑧							
●お取引の明細							
うち非課税分(口)	1万口当たり	取得単価(円)	元本または個別元本(円)	②手数料(円)	④所得税(円)	うち償還優遇利用金額(円)	備考
数量(口数)(口)	の単価(円)	①約定金額(単価×口数)(円)	課税対象金額(円)	③消費税等(消費税率10%)(円)	⑤住民税(円)	⑥精算金額(円)	
② 特定預り	138850	6972	96806	2904		100000	⑧
③ ◆以下余白◆				290			
●譲渡損益の明細							
譲渡損益額(円)							
⑦所得税(源/還)(円)							
⑧住民税(源/還)(円)							

募集/購入時の精算金額 ⑥=①+②+③ 解約/買取時の精算金額 ⑥=①-②-③-④-⑤

●譲渡損益の明細の所得税と住民税はプラスの場合に源泉徴収額、マイナスの場合は還付額を表示します。

2013年以降、所得税には復興特別所得税(所得税額×2.1%)が附加されています。

個人のお客様で公募株式投資、公募公社債投資の募集・購入取引の場合は、税区分を表示していません。

本振票は連絡請求書としてご利用いただけます。ただし、お取引の明細に消費税が複数記載されている場合および未記載の場合は連絡請求書としてご利用いただけません。

Sample 見本

株式会社 群馬銀行
(適格事業者登録番号)
(法人番号)
(取引店) 本店営業部

1 約定日

ご購入の基準価額が決定した日を表示します。

2 数量

ご購入時の購入口数を表示します。

3 預り区分

NISA預り・特定預り区分を表示します。

4 単価

ご購入時の取引単価(基準価額)を表示します。

5 約定金額

投資信託の購入に際してお支払いいただいた代金の中から購入時手数料および消費税を除いた金額を表示します。
(単価×数量÷10,000)

例えば、このお取引は…

約定金額 96,806円=6,972円×138,850口÷10,000

6 手数料

投資信託を購入した際、お客さまが販売会社に直接支払う費用を表示します。なお、手数料はお申込み金額に応じた手数料率を乗じ、計算します。

手数料の計算式=約定金額×手数料率*

*手数料率は投資信託の銘柄および購入金額により異なります。

7 消費税

購入時手数料にかかる消費税相当額を表示します。

8 精算金額

お客さまのお支払い金額が表示されています。

約定金額+諸費用(税込み)合計

例えば、このお取引は…100,000円=⑧⑤⑥

取引報告書

解約時

ご解約時の投資信託の数量(口数)・単価(解約価額)・約定金額、
受渡代金等をご報告するものです。

取引報告書 (投資信託)

(委託)

取引店	口座番号	税区分	群馬 太郎 様	
0100	****	申告分離		
取引	ファンド名称			⑨精算金額合計(円)
解約	00400402 ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(るいとう)			28241
約定日(取引年月日)				精算日
****. 8. 7				****. 8. 13

精算金額合計 ⑨=各明細⑥合計-⑦-⑧

●お取引の明細

うち非課税分(口)	1万口当たり	取得単価	元本または	②手数料	④所得税	うち償還優遇	備考
数量(口数)	の単価(円)	①約定金額 (単価×口数)	個別元本(円)	③消費税等 消費税率10%(円)	⑤住民税	⑥精算金額	
特定預り			5617				源泉徴収あり
52622	5279	27779				27779	
◆以下余白◆							

募集/購入時の精算金額 ⑥=①+②+③ 解約/買取時の精算金額 ⑥=①-②-③-④-⑤

●譲渡損益の明細の所得税と住民税はプラスの場合に源泉徴収額、マイナスの場合は還付額を表示します。

2013年以降、所得税には復興特別所得税(所得税額×2.1%)が付加されております。

個人のお客様で公募株式投資、公募公社債投資の募集・購入取引の場合は、税区分を表示しておりません。

本帳票は適格請求書としてご利用いただけます。ただし、お取引の明細に消費税が複数記載されている場合および未記載の場合は適格請求書としてご利用いただけません。

●譲渡損益の明細

譲渡損益額(円)
⑦所得税(源/還)(円)
⑧住民税(源/還)(円)
-2269
-348
-114

Sample 見本

株式会社 群馬銀行
(適格事業者登録番号)
(法人番号)
(取引店) 本店営業部

1 精算金額

特定口座(源泉徴収あり)で解約時に譲渡益が出た場合、精算金額より税金が差し引かれます。

※解約時の譲渡損益および税金(所得税・住民税)の明細は、P4「特定口座譲渡損益額のお知らせ」で確認することができます。

例えば、このお取引は…

28,241円=約定金額 27,779円+譲渡損による還付 462円(所得税348円+住民税114円)

2 精算日

解約代金がお客さまの指定預金
口座にご入金となる日を表示します。

3 数量

解約時のお取引口数を
表示します。

4 単価

解約時のお取引単価(解約価額)
を表示します。

5 約定金額

投資信託の解約(単価×数量÷10,000)

例えば、このお取引は…

約定金額 27,779円=5,279円×52,622口÷10,000

記載された数字はサンプルであり、実際の運用結果ではなく、
また運用の見込みを示すものではありません。

特定口座譲渡損益額のお知らせ

特定口座を開設し、「源泉徴収あり」を選択されているお客さまに解約・償還（譲渡取引）が行われた都度、その譲渡損益および1月からの累計損益をご報告するものです。

特定口座 譲渡損益額のお知らせ

取引店	口座番号
損益通算口座	
0100	*****
投信口座	
0100	*****
債券口座	
****	*****

群馬 太郎 様	
基準日	ご精算日
****. 8. 7	****. 8. 13
特定口座：源泉徴収あり	

3	今回お取引の譲渡損益額	① 還付額	② (内訳) 所得税	③ (内訳) 住民税
	B -2,269	462	348	114

平成25年以降、所得税には復興特別所得税（所得額×2.1%）が付加されております。

還付額 ①=②+③

4	前回お取引までの年間損益額	前回お取引までの年間源泉徴収額	前回お取引までの所得税徴収額	前回お取引までの住民税徴収額
	A 166,804	D 33,884	25,545	8,339
4	今回お取引後の年間損益額	今回お取引後の年間源泉徴収額	今回お取引後の所得税徴収額	今回お取引後の住民税徴収額
	C 164,535	33,422	25,197	8,225

平成22年以降、源泉徴収・配当等受入の口座については、配当等と譲渡の損益通算を行いますが、本お知らせにこの内容は含まれておりません。

Sample 見本

1 ご精算日

①が「還付額」の場合は還付金が、①が「源泉徴収額」の場合は換金代金が入金になる日を表示します。

2 源泉徴収額／還付額

今回の損益額に対する源泉徴収額または還付額を表示します。

■「還付額」については、超過徴収となった税額を限度に還付されます。

例えば、このお取引は…【前回お取引までの年間損益額**A**:166,804円】+

【今回お取引の譲渡損益額**B**:-2,269円】=【今回お取引後の年間損益額**C**:164,535円】となります。

●今回お取引後の年間損益額がー(マイナス)の場合、

【前回お取引までの年間源泉徴収額**D**】の範囲内での「還付」となります。

その場合①の「源泉徴収額」は、「還付額」となり、指定預金口座に還付されます。

3 今回お取引の譲渡損益額

解約（譲渡取引）が行われた場合、その取引に伴う利益または損失を表示します。

(解約価額-取得単価)×口数÷10,000

例えば、今回のお取引の場合…

(5,279円*-5,710円*)×52,622口÷10,000=-2,269円

※約定単価と取得単価は、取引報告書（解約時）で確認することができます。

4 今回お取引後の年間損益額

毎年1月から直近の譲渡取引までの累積損益額を表示します。

取引残高報告書

投資信託の取引内容や残高等についてご報告するものです。

群馬 太郎 様
特定口座 源泉徴収あり

お取引の明細と預り金の残高明細

(お取引明細の記載対象期間は **** 年 1 0 月 1 日 ~ **** 年 1 2 月 3 0 日です)

【お取引の明細】

受渡日 約定日 区分	銘柄名等	数量 単価 お受取金額	備考 お支払金額
10. 5 9. 30 売	SMT グローバル株式インデックス・オープン (るいとう)	359,169口 27,842円 1,000,000円	単価は10,000口当り NISA預り
10. 5 9. 30 売	投資のソムリエ (るいとう)	645,871口 10,685円 690,113円	単価は10,000口当り NISA預り
10. 5	振替		1,000,000円
10. 5	振替		690,113円

お預り証券等の残高明細

【投資信託等】

銘柄名 (預り区分) (決算日)	数量 基準価額 取得単価	評価額 備考 個別元本
SMT グローバル株式インデックス・オープン (るいとう) (NISA (2024年) (5/11月10日)	175,353口 10,129円 28,063円	177,615円 基準価額は10,000口当りです 決算日は休日の関係で変動し 28,062.46円

【非課税限度額】

種類	限度額	ご利用額	備考
NISA 非課税枠 (2024年)	120万円	100,000円	つみたて投資枠
	240万円	910,225円	成長投資枠

Sample 見本

1 数量・単価

購入・解約および収益分配の口数を表示します。

2 基準価額

作成日時点の1万口当りの基準価額を表示します。

3 取得単価

作成日現在の取得単価は、お申込み時の基準価額に手数料・消費税を加えた税法上の元本です。同一銘柄の投資信託を購入した場合、移動平均法による再計算を行い、新たな取得単価を算出します。なお、元本払戻金(特別分配金)が支払われた場合は、その分だけ取得単価は下がります。

4 評価額

数量×基準価額(作成日時点)÷10,000

<評価額の計算例>

175,353口×10,129円÷10,000口=177,615円

5 個別元本

投資信託の収益分配時や解約時の課税対象額算出の基礎となる税法上の元本のことをいいます。(手数料・消費税は含みません)

- 当初購入した場合の個別元本は、ご購入時の基準価額となります。
- 同一銘柄の投資信託を追加購入した場合は、移動平均法による再計算を行い、新たな個別元本を算出し、変更されます。元本払戻金(特別分配金)が支払われた場合は、その分だけ取得単価は下がります。
- 元本払戻金(特別分配金)が支払われた場合はその分だけ個別元本が下がります。

6 ご利用額

作成日現在のNISA利用額を表示します。

ご投資状況のお知らせ

投資信託の基準日時点での評価額、ご投資額および運用損益について
ご報告するものです。

株式会社 群馬銀行

(取引店) 本店営業部
(TEL)

ご投資状況のお知らせ

取引店	口座番号
0100	****

作成基準日
****/12/30

投資信託の時価評価額は市場環境等により変動いたしますので、元本保証はありません。

ファンド名称 ご投資期間 (コード)	①時価評価額	②ご投資額	③お受取額	④運用損益 (④=①-②+③)
財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型(うけとり) 20XX/ 4/21 ~ (00200203)	184,673円	200,000円	204,908円	189,581円
SMT グローバル株式インデックス・オープン(るいとう) 20XX/ 6/30 ~ (00600502)	1,010,160円	920,000円	0円	90,160円
SMT J-REITインデックス・オープン(るいとう) 20XX/ 2/ 5 ~ (00600702)	235,050円	300,000円	0円	-64,950円
脱炭素関連世界株式戦略ファンド(資産成長型) 20XX/11/22 ~ (00601202)	409,230円	500,000円	0円	-90,770円
ビクテ・グローバル・インカム株式ファンド(うけとり) 20XX/ 7/21 ~ (04200103)	712,259円	600,000円	542,937円	655,196円
合 計	2,551,372円	2,520,000円	747,845円	779,217円
以下余白				

時価評価額は、****年12月30日現在(受渡日基準)のお預り残高に、****年12月30日の基準価額を乗じた値を記載しています。*** 以上 ***
ご投資額は、該当ファンドをご購入に際してお支払いいただいた金額の合計です。
ただし、一部の単位型投信は作成日時点で当行が確認している最新の基準価額を乗じた値を記載しています。
お受取額は、該当ファンドを解約・償還・分配等により、お受取りになった金額の合計です。
税法上の譲渡損益、譲渡益税額は考慮しておりません。また、上記書面に記載された金額は、確定申告などの税額計算において使用できません。
※「ご投資状況のお知らせ」は、「取引残高報告書」とあわせて送付いたします。3か月の間にお取引がない場合はお送りいたしません。
ただし、投資信託の残高があるお客さまにつきましては、投資状況をご確認いただくために、1年に1度は必ずお送りいたします。

① 時価評価額

お預り残高((口数)×基準価額(作成日時点)÷10,000
取引残高報告書のお預り証券等の残高明細欄の評価額に一致します。

② ご投資額

該当ファンドのご購入に際してお支払いいただいた金額の
合計です。(手数料・消費税を含みます)

③ お受取額

該当ファンドの解約・収益分配等により、
お受取りになった金額の合計です。

④ 運用損益

①時価評価額から②ご投資額を引いて③お受取額を加えた金額の合計です。
作成日時点のご投資額に対する損益額を表示します。
※損失の場合は「-(マイナス)」で表示しています。

特定口座 年間取引報告書

特定口座を開設されているお客さまに、年間(1月1日から12月31日まで)の譲渡損益をご報告するものです。

特定口座お取引等の明細のお知らせ

【源泉徴収の選択：有】

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量/額面 譲渡による収入金額	取得価額 譲渡手数料等
令和×年 7月12日	アムンディ・インドネシア・ファンド (うけとり)	854,191 口 981,295 円	964,040 円 0 円
令和×年 9月13日	フィデリティ・USリートA (為替ヘッジあり) (うけとり)	1,020,933 口 684,127 円	978,156 円 0 円
令和×年 12月8日	ダイワ・バリュー株・オープン (るいとう)	801,383 口 949,398 円	1,000,126 円 0 円

令和×年分 特定口座年間取引報告書

税務署長 殿

令和×年12月29日

特定口座開設者 (住所)	群馬県前橋市ああああああ	フリガナ	クマタ タロウ	勘定の種類	保管・配当等
前提出出時の住所又は居所		氏名	群馬 太郎	口座開設年月日	平成30年11月22日
		生年月日	昭和99年 9月30日	源泉徴収の選択	有

譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に 要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)
上場分	2614820	2942322	-327502
特定信用分			
合計	2614820	2942322	-327502

種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額	外国所得税の額
④ 株式、出資又は基金					
⑤ 特定株式投資信託					
⑥ 投資信託又は特定受益証券 発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)	0	0	0		
⑦ オープン型証券投資信託	586499	89820	29322	116925	
⑧ 外国株式又は外国投資信託等	0	0	0		
⑨ 合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	586499	89820	29322	116925	0
⑩ 公社債	0	0	0		
⑪ 社債的受益権					
⑫ 投資信託又は特定受益証券 発行信託(⑬及び⑭以外)	0	0	0		
⑬ オープン型証券投資信託	0	0	0		
⑭ 外国公社債等又は外国投資 信託等	0	0	0		
⑮ 合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	0	0	0		
⑯ 譲渡損失の金額	327502				
⑰ 差引金額 (⑨+⑮-⑱)	258997				
⑱ 納付税額		39665	12949		
⑲ 還付税額 (⑨+⑮-⑱)		50155	16373		

金融商品取引業者等	所在地	前橋市元総社町194
	名称	株式会社 群馬銀行 本店営業部 (電話) 027-252-1111
	法人番号	3070001003513

1 この金額の合計は、特定口座年間取引報告書の①「譲渡の対価の額(収入金額)」と一致します。

2 この合計金額は、特定口座年間取引報告書の②「取得費及び譲渡に要した費用の額等」と一致します。

3 「源泉徴収あり」口座は、譲渡所得にかかる税金は換金取引の都度、お客さまより源泉徴収させていただき、当行がお客さまの代わりに納付させていただきます。

「源泉徴収なし」口座の場合は原則お客さまご自身で、確定申告を行う必要があります。

ただし、「源泉徴収あり」口座の場合でも、確定申告を行うことで他の金融機関の特定口座との損益通算や課税所得・税額の見直しなどを行うことができます。

4 所得金額に対する所得税額を表示します。

5 所得金額に対する住民税額を表示します。

6 差引金額(譲渡所得税等の金額)年間の譲渡損益損失の場合は「-(マイナス)」で表示します。

7 配当等の額
普通分配金*の額を表示します。
※普通分配金…
決算日の分配前基準価額の個別元本を上回る部分からの分配金(課税)です。

8 元本払戻金(特別分配金)*の額を表示します。

※元本払戻金…決算日の分配前基準価額の個別元本を下回る部分からの分配金(非課税)です。

記載された数字はサンプルであり、実際の運用結果ではなく、また運用の見込みを示すものではありません。

電子交付サービスのご案内

「電子交付サービス」は群馬銀行から郵送でお送りしている投資信託の各種報告書類を電子ファイルでのお受取りに切り替え、WEB上でご自身で確認できるサービスです。

電子交付サービスの4つのメリット

メリット1 セキュリティ面も安心

インターネットバンキングで閲覧できるため、他人に情報が漏れるリスクが軽減されます。

メリット2 見たい時にすぐにみられる

閲覧可能期間中は、インターネットバンキングでいつでも簡単に閲覧できます。

メリット3 ペーパーレスで管理が不要

書類の処分や保管の必要がなくなり、お客さま自身の情報管理が不要です。

メリット4 エコに役立ちます

紙資源の節減が図れ、環境にやさしいサービスです。

電子交付サービスのお申込方法

このサービスのご利用にはインターネットバンキングのご契約が必要になります。

ステップ

1

インターネットバンキングへログイン

インターネットバンキングにログイン後、メニュー画面にある「電子交付サービス」ボタンをクリックしてください。

ステップ

2

帳票の交付方法の選択

「電子交付サービスメニュー」画面が表示されますので「交付方法の切り替え」から電子交付への切り替えをお申込みください。「一括で電子交付に切り替える」ボタンをクリックすると、全ての業務区分が電子交付に切り替わります。業務区分ごとに切り替える場合は、「個別に切り替え」ボタンをクリックしてください。

電子交付から書面交付へ切り替える場合もこちらから可能です。

ステップ

3

交付方法の切替日

申込日の翌日以降に作成された書類から電子交付となります。なお、18:00以降にお申込みされた場合は、翌々日以降に作成された書類から電子交付となります。

インターネットバンキング ぐんぎんアプリ

投資信託購入時手数料

20% キャッシュバック!

10万円以上(一取引あたり、購入時手数料(お申込手数料)・消費税相当額を含む)ご購入いただいたお取引が対象となります。

※インターネットバンキング・ぐんぎんアプリは個人のお客さまのみご利用いただけます。※「ぐんぎん積立投信」のお取引は対象外とさせていただきます。※キャッシュバックの方法等詳細は当行ホームページをご確認ください。

投資信託および積立投信お申込時のご留意事項について

- 投資信託は預金商品ではなく、元本および分配金の保証はありません。
- 投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等(株式・債券等)の値動きにより変動する(外貨建資産は為替変動リスクもあります)ため、お受取金額が投資元本を割込む(損失が生じる)リスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。
- ご購入時等に各種手数料がかかります。(投資信託の購入、保有、換金等にかかる費用の合計＝購入時手数料(お申込手数料)(お申込代金の最大3.3%)＋運用管理費用(信託報酬)(純資産総額に対し最大年2.2%)＋信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.5%)＋その他費用)。※一部のファンドについては、運用実績に応じて成功報酬が別途かかる場合があります。※その他費用、成功報酬は運用状況等により変動するため、その総額および上限額等を示すことができません。
- お申込みにあたっては、契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)等を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

商号等 株式会社群馬銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号 加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

お問合わせ

群馬銀行ダイレクト推進室

受付時間 | 9:00～17:00(土・日・祝休日、12/31～1/3を除く)



0120-13-9138